

延長保育料について（公立こども園）

① 保育標準時間認定を受けた者で、午後 6 時 30 分を超えて保育を受けた場合

階層区分	月額	日額
A 階層	1,000 円	100 円
B 階層	1,000 円	100 円
C 階層	1,500 円	150 円
D 階層	2,000 円	200 円

② 保育短時間認定を受けた者で、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までを除く時間に保育を受けた場合

階層区分	利用時間	1 回当たり
A 階層	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	100 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	100 円
	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	100 円
B 階層	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	100 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	100 円
	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	100 円
C 階層	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	150 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	150 円
	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	150 円
D 階層	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	200 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	200 円
	午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	200 円

※保育の必要量により、「保育標準時間認定」と「保育短時間」認定に区分され、認定区分により利用時間が異なります。

保育標準時間認定	利用時間 最長 11 時間 (1 ヶ月あたり 120 時間以上の就労)
保育短時間認定	利用時間 最長 8 時間 (1 ヶ月あたり 64 時間以上の就労)